

町田国際交流センター～外国人のための

専門家無料相談会

弁護士・行政書士などの専門家がビザ・在留資格など、日常生活で困っていることの相談を受けます。

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、タガログ語で相談できます。

☎2月29日(土)午後1時30分～3時30分

場町田国際交流センター

☎電話、FAXまたはEメールで、町田国際交流センター(☎722・4260 FAX 722・5330) info@machida-ko kusai.jp)へ。

※相談会については町田国際交流センターへお問い合わせください。

☎文化振興課☎724・2184

みんなで守ろう!

災害時のいのちと権利

避難所での生活は、男女のニーズの違いや多様な生活者への配慮が欠かせません。自分や大切な人の命を守るために防災術を学んでみませんか。

☎3月5日(木)午前10時～正午

場町田市民フォーラム

講(特)日本防災士会女性防災推進委員・正谷絵美氏

定35人(申し込み順)

☎1次受付=2月1日正午～5日午後7時にイベシス(インターネット) ☎コード200206Cへ/2次受付=2月6日正午～27日にイベントダイアル

(☎724・5656)またはイベシスへ。保育希望者(1歳6か月以上の未就学児、申し込み順に8人)は2月20日までに併せて申し込みを。

☎男女平等推進センター☎723・2908

いざというときにあなたとペットを守るために

災害対策セミナー

被災地での対応事例を紹介しながら、ペットと家族を守るための準備と心得について考えます。

☎3月8日(日)午前10時～正午

場市庁舎

講(特)アナイス理事長・平井潤子氏

定120人(申し込み順)

☎2月6日正午～3月1日にイベントダイアル(☎724・5656)またはイベシス☎コード200206Eへ。

☎生活衛生課☎722・6727

福祉サポートまちだ 成年後見制度出張講座

【ご存知ですか? 成年後見制度】

☎2月25日(火)午後2時～3時30分

場成瀬コミュニティセンター

☎成年後見制度(法定後見制度)の概要や手続きの流れ、相談先の紹介等

講福祉サポートまちだ職員

定20人(申し込み順)

☎氏名・電話番号を明示し、直接、電話またはFAXで、(社福) 町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ(町田市民フォーラム4階、☎720・9461 FAX725・1284)へ。

☎福祉総務課☎724・2537

午後1時～26日午後11時 **せり売り期間** 動産、自動車=3月3日午後1時～5日午後11時 **入札期間** 不動産等=3月3日午後1時～10日午後1時/詳細は、東京都主税局ホームページをご覧ください ☎同局徴収部機動整理課公売班 ☎03・5388・3027

●八王子年金事務所～国民年金保険料の納付案内を民間企業に委託しています

日本年金機構は、国民年金保険料の未納者に対する納付案内や保険料の免除申請案内等を、日立トリプルウィン・NTT印刷共同企業体に委託しています。未納に関する納付案内等を他の事業者が行うことはありません。不審な電話などがありましたら、お問い合わせください ☎同年金事務所 ☎042・626・3511、日立トリプルウィン・NTT印刷共同企業体 ☎0570・012・060

●東京都下水道局～下水道モニター募集

☎2020年4月1日時点で、満20歳以上の都内在住の方(公務員、過去にモニターを経験した方、島しょ在住を除く)で、ホームページの閲覧とEメール送受信ができる方 **任期** 4月1日から1年間 **☎** インターネットアンケートの回答、施設見学会への参加等(回答数に応じ図書カードを贈呈) **☎** 東京都下水道局ホームページを確認のうえ、2月28日までに申し込み **☎** 東京都下水道局総務部広報サービス課 ☎03・5320・6693

●東京都生活文化局～東京都消費生活調査員を募集

☎2020年4月1日時点で、20歳以上の都内在住の方(地方公務員を除く)

アダプト・ア・ロード事業に参加しませんか

☎道路管理課☎724・3257

アダプト・ア・ロード事業とは、市と協定を結んだ地域団体(事業者または市民の組織する団体)の活動により、市が管理する道路をより良い環境にする事業です。約45団体が、道路の清掃活動や花壇・植栽マスでの園芸活動を行っています。

この活動は、道路の利用マナーを見つめ直す機会となり、不法投棄・落書きなどの問題を減らすことにつながります。皆さんも、アダプト・ア・ロード事業に参加しませんか。

各団体の紹介

現在、下記の4団体が興味のある方の参加をお待ちしています。

【大戸花の会】

活動区域は相原町大戸町会区域です。市から花苗を受領し、植栽・水やり・草むしり等を行っています。また、市から道路沿いの花壇を1か所借りており、他の場所も合わせて計4か所の花壇を整備しています。花で明るい安全なまちづくりを目標に有志で活動しています。

この他にも、近隣の保育園児との交流や、地域活性化のための地場産野菜の販売、市の花壇コンクールにも参加しています。

【鶴川四丁目富士見会】

四丁目バス道路(国土館大学前～和光学園前)の約580mの道路花壇(約100か所)を管理しています。

町内会(富士見会)から支援を得て活動していますが、人手不足が深刻です。お近くにお住まいで、ガーデニングに興味のある方はぜひご参加ください。道路植栽マスで園芸活動ができ、地域環境の美化に貢献できます。花苗・肥料等は別途支援があります。

【鶴川三友会(老人会)】

鶴川三友会(老人会)は60人余りの有志で構成されています。市の花壇コンクールに参加し、鶴川六丁目交番前のロータリーの花壇の手入れを行っています。

日ごろの親睦と健康を兼ねて、月2～3回幅広く活動しています。また、公園清掃・老人施設等への友愛活動などのボランティア活動も行っています。

【さくらサポーターズ】

町田市北部に位置する尾根緑道で、毎春見ごたえのある満開の桜を維持するために、地道な保全活動(樹勢のモニター、ひこばえの伐採や下草の刈り取り、清掃等)やPR活動を行っています。ボランティアとして桜並木の維持・拡大に関わり、市と協力して東京の新たな桜の名所となることを目指しています。

現在、会員は10人で、4月のさくらまつりでも会員を募集します。桜並木を維持し、後世に伝えていきたいという趣旨に賛同いただける方は、ぜひご参加ください。

情報コーナー

●東京都住宅供給公社～都営住宅入居者募集

【ポイント方式(家族向)、抽選式(単身者向、車いす使用者向、シルバーピア(単身者向・二世帯向)、居室内で病死等があった住宅)】

都内に3年以上居住等、いずれも要件有り/詳細は募集案内を参照 ☎

配布期間 2月3日～12日 **☎** 配布場所 市庁舎1階総合案内、各市民センター、木曾山崎連絡所、各駅前連絡所、同公社町田窓口センター、都庁等(各施設で開所日時が異なる)/同公社ホームページで配布期間中に限りダウンロードも可 **☎** 郵送で2月17日まで(必着) **☎** 同公社都営住宅募集センター ☎0570・010・810

●八王子都税事務所からのお知らせ【令和2年度定期課税分 自動車税種別割の障害者減免申請の受け付けを行っています】

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象に、令和2年度分の自動車税種別割の減免申請を受け付けています **☎** 減免対象 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合 **☎** 申請期限 6月1日まで/減免額には上限が設定されています **☎** 東京都自動車税コールセンター ☎03・3525・4066

【インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ】

東京都主税局では、インターネット公売(動産、自動車、不動産等)を実施しています **☎** 公売申込期間 2月13日

任期 2021年3月まで **☎** 次の3区分のうち、いずれか1つの調査と消費生活に関する情報提供 区分A=食品の表示状況の店舗調査(5回)、区分B=商品・サービスの表示・広告の調査(3回)、区分C=都が提供するはかりによる生鮮食品等15点の内容量調査(6回) **☎** 謝礼 調査1回3000円 他 **☎** 希望区分(順位を付けて複数記載可)・応募動機(300～400字程度)・住所・氏名・電話番号・年齢・職業・情報の入手先を明記し、2月18日(消印有効)までに郵送で東京都生活文化局消費生活部(〒163-8001、新宿区西新宿2-8-1)へ(東京くらしWEBホームページで申し込みも可) **☎** 東京都生活文化局消費生活部 ☎03・5388・3076

●東京労働局からのお知らせ【パートタイム・有期雇用労働法が施行されます】

4月1日から、パートタイム・有期雇用労働法が施行され、正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されます。なお、中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日からとなります

【ハラスメント対策の周知】

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります。また、セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます。詳細はお問い合わせください



☎ 東京労働局雇用環境・均等部指導課 ☎03・3512・1611

●(一社)700MHz利用推進協会～テレビ受信障害対策について

各携帯電話事業者による新しい電波の利用開始に伴い、一部の世帯の

テレビに受信障害が発生する恐れがあるため、(一社)700MHz利用推進協会がチラシを配布しています/回復作業等に係る費用を請求することはありません。詳細は同協会ホームページを参照 ☎ 同協会 ☎0120・700・012

●町田商工会議所～決算・確定申告相談会

東京税理士会町田支部の税理士などが相談に応じます **☎** 市内の個人事業主 ☎ 2月25日～3月16日(土・日曜日、祝休日を除く)、午前9時30分から、10時30分から、11時30分から、午後1時30分から、2時30分から、3時30分から/相談時間は60分 **☎** 同会議所 ☎ 電話で同会議所へ/空きがある場合に限り、予約無しでも受け付けます **☎** 同会議所 ☎722・5957

●町田消防署～ストップ!住宅火災

市内では、火災による被害が多くなっています。冬は暖房器具を使用する機会が増えることや、空気が乾燥することで火災が発生しやすくなっています。火の元には十分気をつけましょう **☎** 同消防署 ☎794・0119

●町田市老人クラブ連合会～健康講座「自分でできる介護予防」

無理なく体を動かし、健康寿命を延ばしましょう **☎** 市内在住の60歳以上の方 ☎ 3月4日午後1時30分～3時 **☎** 南市民センター **☎** 往復ハガキに講座名・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・年齢を明記し、2月25日までに町田市老人クラブ連合会(〒194-0022、森野1-1-15、わくわくプラザ町田3階)へ **☎** 同連合会 ☎725・4613